

**食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会  
第6回産地・経営小委員会**

**平成16年11月22日  
農林水産省**

13:55 開会

志村小委員長

それでは、委員全員そろいましたので、本日の会議を始めさせていただきたいと思います。定刻になりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第6回産地・経営小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まずは、お手元の資料の配付資料一覧を御覧願います。資料は1から7まで、それから参考資料が1から5までございますので、ご確認をお願いします。資料等でないものがございましたら手を挙げて事務局の方に申し出てください。

それでは、事務局を代表しまして、果樹花き課長からご挨拶をいただきます。

### 竹原果樹花き課長

産地・経営小委員会の委員の先生方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。特に志村先生におかれましては、引き続きとりまとめの労をお執りいただき感謝申し上げます。

本日は、第6回ということですが、12月17日に果樹部会の開催を予定しております。その前ということで大切な小委員会と位置づけており、四つの項目を用意しております。

一つは、「主要果樹の生産動向等について」ということであります。これは需給小委員会でご了解頂いた資料ですけれども、生産に関わる話でございますので、技術的観点から必要なご指摘をいただきたいと考えております。

二つ目は、「果樹における持続的農業の現状と今後の方向」であります。中間論点整理で、さらに検討を進める必要があるとされておりました、多面的機能、鳥獣害対策につきまして、事務局で一定の整理をいたしましたのでご説明させていただきます。

三つ目は、本日の中心の議題の一つと考えてあります「果樹農業における産地・担い手対策の今後の方向」であります。中間論点整理で示されました仮称でございますけれども、果樹産地構造改革計画をどのように考えるか、また、果樹における担い手のとらえ方をどう考えるべきかにつきまして事務局案を基にご議論賜りたいと考えます。

四つ目は、第三点目の議題を踏まえた、本日のもっとも重要な議題と考えてありますが「果樹農業における経営支援対策等の今後の方向」でございます。中間論点整理では、アンケート調査を踏まえながら、現行の経営安定対策と果樹共済の検証を行うことが必要となっていました。今回はその検証を基に、今後の経営支援対策の方向について事務局案を提示しておりますのでご検討をよろしくお願い致します。

繰り返しますけれども、三つ目、四つ目の議題は、12月17日の果樹部会での議論の整理におきます中心課題と考えられます。委員の皆様には、活発なご議論をお願い申し上げます。

以上、簡単ですが挨拶いたします。

### 志村小委員長

どうもありがとうございました。ただいま課長のご挨拶の中にもありましたとおり、本日の第6回小委員会においては、議題が5つございます。

一つ目は、需給小委員会で御議論いただいたいる需要見通しに関連しまして、本日の「主要果樹の生産動向等について」の報告、それから、二つ目は、中間論点整理の中でも触れております「果樹における持続的農業の今後の方向について」、三つ目は、以前より議論いただいております「果樹農業における産地・担い手対策の今後の方向について」、四つ目は、「果樹農業における経営支援対策等の今後の方向について」それぞれ事務局からの説明を受け、後に御意見をいただきたいと考えております。

その後、小委員会として、論点整理に向けた意見集約を行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、意見集約に当たりましては、具体的なご意見につきましては、8月の中間論点整理を基に、更に盛り込むべき事項があるかとの観点より御意見をいただければと考えております。

中間論点整理を取りまとめる前の議論まで遡ってしまいますと、議論が収束しなくなると考えますので、その点について御留意の上、御意見いただければと考えております。

ここまでで、特に御質問・御意見等ございましたら、お願いいいたします。

特ないようですので、本日の小委員会も委員皆様からの積極的な御発言により実りのあるものとなりますよう、宜しくお願ひします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。

### 西嶋課長補佐

それでは、資料3「主要果樹の生産動向等」について、報告させていただきます。こちらにつきましては、11月11日の第5回需給小委員会で、主要果樹の需給見通しの議論のために現状の生産動向ということで、ご説明させて頂いた資料でございます。生産に関わる部分もございますので、資料について簡単にご報告させていただきたいと考えております。

1枚めくって頂きまして目次でございます。果樹の生産動向、栽培面積、生産量の動向、単収の動向、あと個別の品目について、生産動向を整理させていただいている資料でございます。個別の品目のご説明は省略させていただき、果樹の生産動向の1ページ目、2ページ目について簡単にご説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。果樹の生産動向ということで、2月20日の果樹部会のときにもご説明させていただいた資料でございます。栽培面積は、昭和49年の44万haをピークにその後一貫して減少し、生産量は、400万トン前後での推移と右のグラフで整理をさせていただいております。

それから、品目別に見た場合、みかんからももまでの上位6品目で、全体のほぼ8割を占めています。品目別に見ますと、みかんやなつみかん、はっさくなどは、新しいものを除いて一貫して減少。りんごは横ばい。なし、かき、ぶどう、ももは、減少割合は小さくなっているものの引き続き減少。いよかん、うめは増加傾向にあったが最近は減少。不知火、西洋なし、おうとう等は増加傾向にあるということでございます。それから、次のページ、単収でございます。単収につきましては、多くの品目で、年次間変動等ございますけれども、横ばいなりやや増加傾向で推移しています。新しい品種への改植などによって単収については増加傾向にあると整理させていただいております。3ページ以降は個別品目ですので、お目通しいただけいれば幸いでございます。それから、最後の22ページでございますけれども、前回の10月25日の産地・経営小委員会においてご議論いただいた資料でございます。今後の技術対策の方向ということで、こちらで整理させていただいた資料で今後とりまとめようということで、前回の小委員会でご議論いただきました。

その際にも申し上げましたけれども 11月9日の食料・農業・農村政策審議会企画部会で、生産対策についてもご議論いただきましたけれども、個別の果樹の生産対策について修正が必要という議論はございませんでしたので、小委員会で取りまとめたこの方向で今後、論点の整理なり基本方針の策定なり進めて参りたいと思っております。以上でございます。

#### 志村小委員長

ありがとうございました。本日の議事進行に当たりまして、それぞれ専門的かつ広域にわたるため、ある程度委員皆様の御意見が出るまでの間、お手数ですが、私の方から指名の上、進めさせていただければと考えております。また、前回どおり委員皆様からご意見いただいた内容については、私が要約する形で進めさせていただければと考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、需給見通しは、需給小委員会で御議論していただいている関係上、本小委員会として、特に時間をかけるつもりではございませんが、今回の報告について、特にご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

この資料については、委員のご指名等させていただかなくてもよろしいかと思いますので、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

特にございませんようですので、先程のご説明にもありましたように、資料の22ページの図の方向（生産・技術対策）で事務方に取りまとめをお願いするということで、よろしくお願ひします。

それでは、引き続きまして、「果樹における持続的農業の現状と今後の方向」について、事務局より資料4を説明していただきたい後に、議論していきたいと思います。では、ご説明をお願いいたします。

#### 西嶋課長補佐

それでは、資料4の「果樹における持続的農業の現状と今後の方向」について、説明させていただきます。一枚めくりまして、目次をご覧いただきます。持続型農業の関係では、第4回産地・経営小委員会において、地球温暖化関係の研究の状況を説明させていただき、前回の第5回の小委員会では、環境保全型農業等についてご議論いただきました。今回は、残っております果樹農業の多面的機能と鳥獣害対策について、現時点で私どもの整理できるものを資料で取りまとめさせていただいております。

一枚めくっていただきまして1枚目に果樹部会と企画部会において、それぞれ多面的機能、鳥獣害について整理いただいたものを記述しております。下の果樹部会の中間論点整理で留意事項に書かれておりますように「果樹生産が果たす多面的機能について検討が必要である。」、それから、その下にありますように、「鳥獣害対策等を含めた生産技術について今後さらに検討が必要である。」という整理をいただきておりまして、多面的機能と鳥獣害対策について説明いたします。

それから次のページ、2ページ目になります。農業の持つ多面的機能ということで、果樹の多面的機能について、国の研究機関

等いくつか調べたところですが、果樹について限定的に調べたもののがありませんでしたので、今回につきましては、農業全体の多面的機能、それから、多面的機能を維持・向上させるために中山間地域等直接支払制度で、畠の取組として果樹園の事例がありますので、こちらを紹介させていただきます。

2ページ目、農業の有する多面的機能ということで、下に表を示しております。こちらについては、平成13年11月に日本学術会議が、農業・森林の多面的機能の評価について答申としてまとめたもので、代替法やトラベルコスト法等により、多面的機能の貨幣評価も含めて取りまとめられております。これは、様々な多面的機能がある中で、現時点で貨幣評価できる、洪水防止機能や保健休養・やすらぎ機能等について、評価したものであり、合計は示されておりません。

この中で、右下に示しておりますけれども、洪水防止機能、土壤浸食防止機能や土砂崩壊防止機能として、答申の中では、畠の機能として評価されております。それから、保健休養・やすらぎ機能は、農村としての評価であり、果樹も当然含まれていることから、以上、果樹の多面的機能として示させていただいております。

3ページ目でございます。中山間地域の直接支払の協定締結面積の水田と畠の合計が左側に書いてありますけれども、畠の協定締結面積は全体の10%程度あります。この畠の中で、果樹がどれだけあるかについて分からぬいため定量的なデータはありませんが、担当者に聞くと果樹の取組例が多いということで、優良な取組として、中山間地域の取組事例ということで整理されておりまして、全国で223事例紹介されております。果樹を対象にしたものは32事例あり、果樹についての取組も紹介されております。中山間地域等直接支払制度につきましては、農業生産活動を維持し中山間地域の耕作放棄地の発生を防止して、多面的機能を確保するという制度でございまして、右下の事例にありますように、かん水施設の運営・管理でありますとか、高齢化により耕作の継続ができなくなった農地の維持・管理等への取組みによって、多面的機能の維持・向上が図られています。

中山間地域等直接支払制度につきましては、4ページ、5ページに示しておりますが、事業そのものは平成16年度に終了することとなっております。現在、平成17年度の予算要求がされており、17年度以降の取組に向けて、中山間地域等直接支払制度の検討会が設けられ、その検討会で、事業の検証、課題の整理がされております。多面的機能の維持・向上に向けて一定の効果があったということで、今後とも積極的な取組みが必要という形で整理されておりまして、こういった検証を踏まえて、現在、17年度以降の予算要求が、行われている状況でございます。以上、多面的機能についてでございます。

それから6ページ目、果樹農業における鳥獣害対策ということで、鳥獣被害の状況、それから、取組みの状況、現状、今後の方針ということで整理しております。6ページには、左下に、被害の状況を棒グラフで示しておりますけれども、鳥獣による被害の状況につきましては、市町村を通じ調査をしております。被害額

が、全体で200億円程度ある中で、果樹で約70億円も被害がある状況にあり、作物の中でも被害が大きくなっています。収穫物の単価が高いため、果実が被害をうけると被害額が大きくなることも考えられます。

右に、平成14年度の果樹の被害を、鳥獣別に分析したものをお示しておりますが、カラスやヒヨドリ等の鳥の被害が大きくなっています。

左下に、鳥獣への対応ということで、駆除であるとか実際に農地を囲む電気柵や防護柵、それから威嚇のような防止策が現場で取り組まれているということあります。

それから右側、国における鳥獣害対策を整理しております。侵入防止策や電気柵等の被害防止施設の整備等のソフト的な支援やハード的な支援、さらに試験研究機関により、鳥獣の生態や被害の防止に必要な知見を高めるための試験研究が行われてあります。

右下にございますように、中山間地域等直接支払制度を活用して、防護柵を設置している事例もあります。

最後の7ページ目です。鳥獣害対策の今後の方向ということで、中長期的な視点からの対策と地道な対策が必要と考えております。左下に鳥獣保護管理計画について示しておりますが、平成11年に鳥獣保護法が改正されまして、個体数が増加して農業に被害をもたらすような鳥獣については、保護管理が必要であるということで、県単位で鳥獣保護管理計画を立てていただき、その計画の中で、科学的な知見で、どれくらいの個体数を保護・管理するのかというような、個体数の目標、鳥獣の生息環境を整備する取組を策定し、農産物の被害の防止対策を総合的に実施するという制度になっております。ただ、鳥獣の個体数や生態などのデータが不足している状況のため、農林水産省の研究として、左下に「野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発」を書いておりますけれども、具体的に、被害でのない個体数はいくらであるとか被害発生と生息環境の関係などについての成果を蓄積しております、このようなデータを県等に還元して、鳥獣保護の管理計画を立てていただき、順次、右側に書いております、個体数の管理であるとか、生息環境の管理であるとか、農作物の被害防止対策というのを一体的に進めていくことが必要であるということで整理しております。以上でございます。

志村小委員長

どうもありがとうございます。ただいまの資料・説明に対し  
て、ご意見等いただきたいと思います。

北口委員

特にありませんが、鳥獣害の関係では、三重県の方で、牧羊犬による取組みで被害を軽減しているような取組みも最近行われてきているので、これからは、鳥獣被害で重要な対策になるのではないかと考えます。鳥獣害については、あと、多目的防災網を張っているにもかかわらず、どこからか入ってきて、その1羽、2羽を人力で追い払うというようなこともあります、機械的に防除して

いても、まだそのような問題が残っていると感じています。

#### 金光委員

私の研究室で、防鳥装置を開発したことがあります、鳥を防ぐのに一番効果的なものはネットで囲うことですが、私供は、面積の広い園地で、より効果的なものということで、音とかリストレスコール（鳥が嫌がる音）、間接的に無人で移動するような装置を組み合わせたものを開発しました。移動装置の値段が高く、その部分は実用化に至りませんでしたが、威嚇物を打ち上げるとかリストレスコールを組み合わせたものが市販されています。

#### 桂委員

ここに書かれているとおりだと思います。果樹産地の場合、水田よりも山林に近い場所に位置しており、それだけに鳥獣の被害が最近問題になってきていると考えてお、きちんとした対策が必要と考えております。

それから、もう一つの中山間地域の直接支払制度は、必要ですけれども、水田の場合、センサス等の自然集落が集落協定を結ぶ場合が多いと思うんですが、果樹の場合はどうなんでしょうか。集落なのかあるいは選果場、出荷場単位なのか。あるいは産地レベルなのか。この点について、もし分かるようでしたら、教えて頂きたいと思います。

#### 西嶋課長補佐

3ページに事例を示させていただいておりますけれども、他の事例も見ますと、様々で、単位が十数軒のいわゆる集落単位の場合もあれば、100haの産地単位の場合もあるようあります。

#### 岩崎委員

鳥獣被害につきましては、地元から深刻な被害が寄せられており、非常に重要な課題と思っておりますが、先日、岐阜県の郡上市に行き、鳥獣害対策について、直接支払いを活用して、ここにありますような電気柵を集落で設け取組みを進めている地域を見てきました。実際に、それなりの効果があるのではないかという地元の評価だったんですが、色々と地元でも工夫されており、できるだけコストがかからない形で、例えばトタンを使うにしても不用品を使うとかコストがかからないような工夫を行っている地域があります。このような情報の提供といいましょうか、コストがかからないうまい方法をやっている地域の情報の提供が必要ではないかと思っております。結果的に、山を全部電気柵で囲うというわけにはいきませんので、ここに書いてありますような抜本的な対策、森林の保全も含めて、総合的な視点が必要かと思います。

それから、多面的機能については、ここに書かれているとおりだと思いますが、ただ、前にも少し申し上げましたが、特に果樹ということといえば、「都市との交流」とか「教育的機能」といいましょうか、もぎ取りなどを通じた「教育的機能」が、より強く期待できるのではないかと考えております。また、最近景観法

が出できましたけれども、その景観維持のために果樹が果たす機能が非常に大きいと考えております。その点を果樹の有する多面的機能の一つの特性として捉える必要があるのではないかと思います。

#### 中安委員

多面的機能について、先ほど岩崎委員が言われましたように、果樹の持っている特性を活かした、農村づくりに取り組んでいるところを最近よく見かけます。その中に出てくるのが、観光農園に対する見直しです。かつての個別の観光農園から、比較的広い面積で、その中で一般的な販売を主とした果樹農地や加工用を主とした農地、ここで新規参入者が入りやすいようなものを考えたり、そういうものの中に観光農園を組み合わせて、総合的な観光農業地帯を目指すようなところが、愛媛県の中で1つ、2つ計画を作り始めました。これは、後のところにも関わってくるのですが、どうしても市場販売だけでは量的にさばききれないところや都市と農村交流が比較的可能なところから取り組んでいる。このような点に、先ほど岩崎委員が言られたような、果樹の味覚だけでなく、視覚やにおい、香りを含めて組み合わせていく取組みがあるのでないかと思っております。

#### 岩垣委員

鳥獣害の問題で言えば、果樹園、特に中山間地域のように、山の近くにあるようなところでは、今に始まったことではなくて、経常的に生じている問題であります。ここで、被害額をどうやって計算したのか分かりませんけれども、元々あった上に、近頃被害が大きくなってきたというのが重要だと思います。このため取組みをしっかりやっていかなければならぬと思います。

多面的機能について、果樹に限った話ではしにくいという説明がありましたけれども、例えば、周辺で竹がよく繁茂して、みかんや茶園に被害を受けることがある。ただ、園地をしっかり管理することにより、竹の侵入が収まっているというケースもよくありますので、山の環境を維持するためにも、多面的な捉え方が必要と思っております。

#### 浅沼委員

中山間地域等直接支払制度について、果樹地域は、傾斜地なり島しょ部に多いということで、他の作物に比べれば、対象となっている地域が多いのではないかと思っております。そういった地域の維持に非常に有効であるということで、現場からは継続に対する要望がかなり大きいというのが実態であります。

鳥獣害について、先月から熊が出没したニュースが流れておりましたが、特に、果樹園でも、森林に近い果樹園では、すでに動物園状態になっています。イノシシ、サル、ヒヨドリ、メジロ、最近はアライグマまで出没しており、かなり大きい被害が生じている。様々な防除対策を取っておりますが、鳥獣も勉強し、すぐに慣れてしまうという問題もあります。先ほど、他の委員も言われましたが、やはり、山の食物がなくなると出てくるということが背景にございまして、里山の問題であるとか、特定樹種の広大

な植林であるとか、このような問題でもって、えさがなくなってきたいるのではないかと思いますので、やはり、生息環境の管理、森林等の管理も重要な問題なのではないかと思います。

志村小委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、果樹農業における産地・担い手の今後の方向について、事務局より説明いただいた後に議論いただきたいと思います。これは、本日の重要な議題の一つでございますので、よろしくお願ひします。

西嶋課長補佐

それでは、資料5「果樹農業の産地・担い手対策の今後の方針」についてご説明させていただきます。1枚めくついていただきまして、目次をご覧ください。資料の構成として、この前の果樹部会の中間論点整理でご議論いただいたものをお示しいたしまして、産地の取組みとして、果樹産地構造改革計画の位置づけや考え方について説明させていただきます。また、現行の産地対策についての説明、それから、主産県に対して、担い手を主体にした生産体制の構築のためどういった取組みが必要ですかと聞いておりますので、そのことについて説明させていただきます。そして、最後に、果樹農業の担い手について説明したいと思っております。

1ページ目です。果樹における産地・担い手について、果樹部会の中間論点整理の中では、産地のあるべき姿について整理させていただいております。今後の方針として、1.に書いてありますように、産地ごとに具体的な目標、それから、目標を実現するための戦略の策定が必要ということで、産地自らが果樹産地構造改革計画を策定し、目標を立て、具体的な戦略を整理していただき、それに対し国等が支援していくというような形で、今後の方針として、中間論点整理にまとめていただいております。

それから、右下に産地における担い手の位置づけ、役割分担について示しております。この点については、中間論点整理では、果樹産地構造改革計画を産地の協議会で検討いただき、担い手の明確化を図っていくことが必要ではないか。それから担い手となる農業者以外の役割についても明確にすることが必要ではないか。さらに、果樹農業の担い手を具体的にどのように考えるべきかについて、今後検討が必要であると整理していただけております。

次の2ページ目では、果樹産地構造改革計画について、中間論点整理でご議論いただいたものを含め、おさらい的に資料をまとめさせていただけております。右側にフロー図を示させていただけておりますが、果樹農業の現状として、園地整備、園地流動化の遅れ、労働力の不足という現状を踏まえ、下にあるような競争力のある産地の構築に向けて必要な取組みとして、いくつか産地の再編なり、園地の廃園の推進などいくつか書かせていただけておりますが、取組みを推進していくために戦略的な計画の策定が必要であるということで、果樹産地構造改革計画を作っていただくことになります。一番下にございますけれども、国の基本方針である果樹農業振興基本方針で、産地の計画策定についての位置

づけを行い、さらに県の果樹農業振興計画においても計画策定について、位置づけをさせていただき、それを踏まえ、産地協議会において、目指すべき産地の姿の明確化でありますとか、具体的な戦略として、担い手の明確化、販売戦略の明確化等の様々な取組みについて、果樹産地構造改革計画という形で取りまとめただいて、それに基づいて具体的に実行いただく。それに対し、国の支援を行うというようなスキームを整理させていただいております。

続きまして3ページ目でございます。果樹産地構造改革計画の考え方や計画の内容について具体的に整理させていただいております。1.~4.まで、左側に書いてありますけれども、対象となる果樹については、基本的に、政令指定の13品目、みかん、りんごといったものが中心になります。それから、他の果樹についても、地域の実情に応じて策定していただき、複数の品目がある場合は、まとめて策定していただく。産地については、いわゆる集出荷施設を核としたものを産地と想定させていただいております。それから2.の検討体制については、県とか、市町村とか、実際に現場で、産地の指導などを行われている機関を中心に協議会を開いていただき、産地計画の内容について、右側に書いてありますけれども、人に関しては、担い手の明確化、認定農業者数の目標でありますとか、また販売に関しては、実際の販売の戦略といったところ、それから生産については、実際に残すべき園地の明確化、園地の集積でありますとか必要な基盤整備、品目の転換、優良品種の導入といったところを整理していただく形で考えております。目標年次は、原則として、5年間の目標ですが、当然将来を見込んで10年後も含めて描いていただき、参考に10年の目標を記載していただく必要があると考えております。このような計画を立てていただくといった内容を3ページに整理させていただいております。

それから続きまして4ページでございます。こちらにつきましては、中山間地域等直接支払制度の集落協定との関係で整理させていただいておりますが、8月3日の果樹部会で、臨時委員の小田切委員からご指摘いただき、集落協定ともリンクageしていく必要があるということありました。下の表に書いてありますけれども、果樹産地構造改革計画は、基本的に、産地単位でエリアを考えている一方、集落協定は、十数件の個人単位から大きいものであれば産地単位のものもあり、エリアが違うということで完全にリンクageする訳にはいかないのですけれども、実際の計画の内容について、集落協定について、一番下に書いてありますけれども、農地の範囲でありますとか構成員の役割分担とか担い手の目標とか、このような事項について、双方で連携して果樹産地構造改革計画をつくるという形になるのではないかということで、整理させていただいております。

それから、産地に対する支援対策ということで、果樹生産に関する主な現行施策を5ページ目に整理させていただいております。左の事業については、2月20日の果樹部会で説明させていただいたものでございます。産地の体制でありますとか基盤の整備強化については、農業生産総合対策事業、経営構造対策事業の

2つの大きな事業があるということです。農業生産総合対策事業について、果樹の部分について右側に事業内容を詳しく示しておりますが、いわゆる省力栽培技術の実証でありますとか、新しい技術を導入する際のソフト的な支援や、それから共同利用の機械や施設の支援対策を行っております。

それから下の樹園地の基盤整備・再編の促進ですが、こちらは、いわゆる基盤整備、土木的な農道とか、かんがい施設とか、園地整備事業ということで、畠地帯総合整備事業からいくつか示させていただいております。それから、農地利用集積実践事業とかいわゆる園地集積を行っていることを手助けする事業を記載しております。それから、制度資金で、経営支援的な取組みが行われているということでございます。それから6ページで、いわゆる基盤整備の中で、県単位の、ある程度規模の大きい県営の事業で畠地帯総合整備事業というものがあり、あまり果樹のケースを聞いたことがないのですが、いくつか事業を活用し園地の基盤を整備している事例がございましたので紹介させていただきます。畠地帯では、排水の整備、農道、区画整備なりを行うという事業になっており、右側の3の事業実施主体の(2)の受益面積のところにありますように、樹園地の場合は、5ha規模の団地、合計10haというような採択要件になってございます。ある程度まとまれば、こういった事業において、農地の整備とか区画整理とか、そういうところの整備が可能ということあります。7ページに、事例として、広島県の沼隈町の例を載せております。こちらについては、相当昔に造成され、ぶどう産地が作られたのですけれども、急傾斜とか作業道が狭い等の問題がありましたが、この事業を活用し、かんがい施設、基盤整備を行い、右側の効果に書いてありますように、栽培面積の増加や労働時間の削減であるような効果が出ているということであります。このように、事業が活用されているという紹介でございます。

それから8ページ、担い手を中心とした生産体制の構築のための課題ということで、こちらにつきましては、主産県に、「今後実際に、担い手を中心に産地の体制、生産体制を築き上げるために、現状の事業にこだわらず、どういったことが必要ですか」と聞いて取りまとめたものです。果樹の主産県で、担い手を中心とした生産体制を構築するために必要な課題ということで、きめの細かい支援が必要ではないかという意見をいただいており、1.に書いてあります、小規模の分散した園地に対する基盤整備や園地の中の園内道の整備、それから、3.に書いてありますように、傾斜地で条件の悪いところにつきましては、平場に移る際の園地を移動するための支援でありますとか、あと、4.の新規就農者について担い手に育成するための支援が必要であるとか、それから5.、果樹は未収益期間があることから、大苗育苗を産地で行う場合の支援が必要ではないかという課題をいただいております。実際にこれまでも、先ほどご説明しました、農業生産総合対策事業により産地の体制整備を行ってきたところでありますが、産地の実態にあった、きめ細かな支援対策についても今後検討が必要ではないかと考えております。

それから9ページ。果樹農業の担い手ということで、これまで

の議論について整理しております。企画部会の中間論点整理として左側に整理させていただいておりますが、企画部会においては、「担い手について、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図り、これらが農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立することが急務ではないか。」また、その下に書いてありますように、「効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営を育成・確保することが急務ではないか」、さらに、その下で、「担い手について、地域の中から明確化していくことを意図した認定農業者制度の考え方を今後とも尊重していくことが適当ではないか」と整理されているところであります。

それから、一番下、野菜、果樹等のいわゆる品目横断の対象にはならないと整理されている、いわゆる部門専業的な営農類型については、「対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある」とされております。

これを受け、右側になりますが、第22回、10月29日の企画部会において、果樹や野菜、畜産の部門専業的な経営の経営安定対策等についてご議論いただき、その中の資料を抜粋させていただいております。「それぞれの対象経営を明確化して経営の安定性を向上させることを基本に検討する必要がある」ということと、その下に書いてありますように、「検討に当たっては、各品目における個別の課題を踏まえることが必要であるということ」、「野菜・果樹について、産地を基本とする視点についても重要と考えられ、対象を明確化する担い手政策との関係に配慮する必要がある」という形で整理されています。企画部会全体で担い手については、認定農業者を基本という形で整理されていますが、それぞれ個別品目については、それぞれの課題を踏まえ、さらに産地の状況を踏まえ、明確化していくという整理がされております。

それから次の10ページでございます。これは、桂委員の方から、認定農業者制度の年齢制限につきましてご指摘いただき、その関係についても整理させていただいております。10ページについては、第4回の産地・経営小委員会でも説明させていただきました、認定農業者制度の流れと認定農業者制度を活用した経営改善の取組支援について示しております。

それから11ページに年齢についてふれております。年齢の制限につきまして、実際に、市町村の1/4程度において、設けられています。ただ、左下に示しておりますけれども、平成15年6月に認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインというのを出しておりまして、その下に、年齢に関わる部分を(3)として書いておりますけれども、市町村で、運用上設けている年齢上限を超えている場合であっても、年齢と意欲は、必ずしも一致しているということではないということで、年齢上限を超えて意欲のある方もいらっしゃいますし、場所によっては、非常に高齢化が進んでいる地域では、認定を受けるような方が、かなり限定されてしまうとケースもあり得ることから、年齢上限については、画一的に適用するのは好ましくないということで、運用改善のガイドラインが出されております。それから、今年の9月に、

更なる運用の改善ということで、一律的な制限なり画一的なものはよろしくないということで、地域の実情を踏まえて、制度の運用を行うことが望ましいということで通知が出されているという状況でございます。

それから、最後、果樹農業における担い手の今後の方向ということで整理をさせていただいております。下の絵に描かさせていただいておりますが、果樹産地について「現在」という形で書いておりますけれども、産地には、主業農家の方、準主業農家の方など様々な農業者の方がいらっしゃいまして、産地単位で生産出荷組織をつくられて生産技術の向上や確立でありますとか、防除作業の共同化などの取組みが行われておりますし、それから、選果場を核として、出荷・販売のロット確保でありますとか、産地ブランドによる販売力の強化であるというような取組みが行われています。あと、観光農園や直販などの取組も産地の中で行われております。

今後の方向として、このような状況を踏まえ、認定農業者を基本としますが、具体的には産地で策定いただく果樹産地構造改革計画の中で、担い手を明確化していく、また、これと併せ、認定農業者を基本としていくことから、認定農業者数の目標であるとか目標を達成するための育成手法とかを産地計画の中で位置づけていただき、今後果樹の産地でどのような人が担い手になるのかについて産地の中で明確化していただく。これは、果樹産地構造改革計画と書いた四角の絵の中にも書いておりますが、第4回の産地・経営小委員会でもご議論いただいたとおり、今後とも産地の核となる60代までの主業農家の方を中心に明確化していく必要があるのではないかと考えております。それから、一番下に書いておりますけれども、担い手以外の農業者の役割についても、ロットの確保とか労働力の提供とか色々な役割を担っておりますので、そういうものの役割も明確化していく必要があるのではないかと考えております。それから、多様な担い手ということで、新規就農の方もいらっしゃるでしょうし、農業生産法人なり様々な形態もありますので、こういった方、いわゆる専業的に、果樹の収益で主に生活される方を中心として主業農家になっていただき、産地の担い手になっていただくというのが今後の方ではないかと、さらに、これを計画の中で位置づけていただくという整理をさせていただいております。また、この果樹産地構造改革計画に基づき、実際に取組みを行うことについて支援なりしていくことが今後の方向ではないかということで整理させて頂いております。以上でございます。

志村小委員長

どうもありがとうございました。全体を通じて意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

浅沼委員

この資料の要素は、12ページにあるかと思いますが、方向としてはこのような形でお願いしたいと思います。産地側が最も心配していたことは、産地の弱小生産者の無条件切り捨てのようなことがあってはならないということを非常に心配しております。

て、12ページに示された方向であれば、そのようなことにならないと思いますので、この方向でよろしくお願ひします。

#### 岩垣委員

色々施策を考えていただいておりますが、担い手について、比較的規模の大きな、しっかりやっている方を力づけようとするのは当然ですが、前にも少し申し上げたかもしませんが、農村、村落といいますか、中山間で活力を維持するため、やはり、弱小切り捨てみたいになっては、そもそもならないようなところもある。これは、大変難しいところだと思いますが、いわゆる共同体の維持ということも、常に頭においておかなければならぬことと思っております。

12ページの表を見まして、現状のところで観光農園、直販ということが書いてあり、今説明していただきましたから、良いといえば良いのですが、活力のある果樹農家として、そういうものを探していくと観光農園の方に向いていたり、資料には直販と書いてありますが、宅配便など、積極的に消費者と結びつこうとしており、逆に、そういう農業が元気に見えるという要素があると思います。農協を経由していないという問題もありますが、組織的にやることも当然できるわけであり、個人的に取り組んでいる観光農園や直販に取り組む農家の位置づけについて、先に考えるのも有効ではないかと考えます。

#### 岩崎委員

果樹産地構造改革計画について、いかに絵に描いた餅にするのではなくて、実効性のある計画として、産地全体の合意に基づく計画にしていくかというところが重要ではないかと思います。そういう意味では、画一的な計画ではなく、まさに産地のために、産地自らが考えた将来ビジョンを計画に落としていく必要があるわけですから、そういう意味でも、支援対象といいますか、計画を策定して、実行し、評価して点検するという一つのサイクルの中で、どのような形で支援していくのか、そこをきちんと検討する必要があります。果樹産地構造改革計画は、販売計画、担い手のあり方、さらに土地利用計画と、非常に多岐にわたる、まさに総合的な計画ですから、縦割的な取組みではなくて、産地全体として取り組む必要があるわけです。様々な機関が横の連携、あるいは、その有識者や専門家がどういう形で支援できるのか、そういうあたりも含めて、その計画の策定・実行に向けた支援体制というものを考えなければならないと思います。

それから、前の委員からも意見のあったところですが、多様な担い手が、まさに産地を形作っている場合、実際に主業農家のような專業的な農家の方たちで、果樹農業の大部分が担われていればそれで良いのですが、実際にはそうはない。むしろ主業農家が少ない産地も多いわけです。また、高齢化や労働力が減っている状況もあり、非常に高い労働集約性を維持できないという産地も出てきている。そのため、果樹産地構造改革計画が、その地域の多様性を維持しつつ、また、地域におかれた農家の要請に応じて策定される必要があるだろうと思います。だから、12ページに整理されています、多様な性格を持った様々な農家がそ

それぞれの条件に応じて経営発展を図っていくと、そのような取組が、総合的に産地全体の発展に繋がっていくような方向性というものを、この計画は担保すべきなのではないかなというように思っております。

まさに、多様な産地戦略を可能にする、単に主業農家だけに支援してスポットをあてるのではなくて、多様な産地戦略の中で、この複合的な産地の担い手を図っていくという視点が計画の中では求められるのではないかと考えております。

### 西嶋課長補佐

委員にお伺いしたい点があります。私ども、各県にお聞きして、産地協議会に、農協なり市町村なりというような形でメンバーを入れさせていただいたのですけれども、岩崎先生の方で、具体的に、こういった取組みを産地協議会として行えばいいのではないかというようなお考えがあればお伺いしたいと思います。

あと、支援の話についても、産地ごとに、非常に多様だと思うんですが、それぞれに応じて、ケースごとに、具体的にこのような支援をすればいいのではないかという点を教えていただければと思います。予算も限られている中、網羅的な支援はできませんので、具体的なお話をいただければと思います。

### 岩崎委員

何でもかんでも、すべて支援するべきだと申し上げた訳ではありませんが、例えば、この産地構造改革計画を作成する場合、土地利用の部分がかなり大きなシェアを占めるんじゃないかと桂委員もおっしゃっていましたので、例えば、地域の農業委員会とかが、どういった形でこの計画の策定に参加できるのかという点で、これまで様々な地域の取組みをみると、農協がやることは、農協がやって、その他の、市町村とか農業委員会がなかなか入り込めないような状況が見受けられますので、総合的に地域の様々な機関が参画して計画を作っていくような方向付けが必要ではないかということを申し上げたつもりです。

### 果樹花き課長

それでは、もう一度お答えしますけれども、2ページをご覧いただきますと、産地協議会と下の方に書いてございます。JA、市町村、生産者、普及センター、農業委員会、まさに岩崎先生がおっしゃるとおり、この計画が総合的なものであるという観点から、こういうものに関わる組織がすべてそろった上で計画を策定しなければならないという考え方であります。この考え方には、岩崎先生の考え方とズレはないのではないかと考えております。

3ページの左側の(2)の4.をご覧いただきたいと思います。計画の内容、目標年次は5年間、計画策定の合意体制、これは、まさにこの小委員会で議論があったと思いますが、合意体制からちゃんと議論し、それから、計画を策定しないと実効性あるものができませんと、こういうことを考えた上で整理をしております。まさに、先生のお考えと同じくしていると思っておりますが、それでは、計画を作る上での参考として、「別の計画を作った際には、具体的にこの組織がうまく機能していかなかったために

うまくいかなかった」、「是非このような計画を作る上では、このような考え方には頭を切り換えて欲しい」というようなご提案があればいただきたい。あるいは、具体的な支援対策として、先ほど、資料の中で主産県からの意見がありましたが、産地が多様化する中で、もっと他の支援体制など、付け加えてやるようなことがあれば教えて頂ければと思います。

岩崎委員  
特にありません。

桂委員

ここに示されている果樹産地構造改革計画の枠組み自体は、非常に結構だと思いますし、今の産地協議会に関する説明も筋が通っていると思いました。と言いますのは、これまでJAについては、マーケティング、販売あるいは基盤整備のようなものも入っているかもしれません、そういった生産というもの、それから農業委員会については、農地の集積というようなことで、はっきり言って、果樹地帯における産地の様々な組織が必ずしも目的に従って統合していなかったのではないか。このような産地構造改革計画を作るような体制に、実質的になっていなかったと思います。ですから、これを機会に産地に関わる機関が実質的にしっかりと話し合いをし、3ページにあるような産地計画のイメージを描いてもらうということに重点を置くことが重要だと思いました。

一番最後のページで思ったところを述べさせていただきますと、認定農業者制度を基本としながら、担い手以外の農業者の役割を明確化ということですが、担い手以外の農業者の役割ということは、量を確保するだけじゃなく、やはり、これまでの果樹産地の歴史として、産地を核として発展してきたということを少し踏まえて考える必要があるのかなという気がします。それと、前々回で言っていますが、果樹園については外部経済性が非常に強い作物であるということです。ですから、特定の農業者の方たちが果樹園を維持しようと思っても、周りから荒廃園がどんどん攻めよってくるということになってしまふので、そういった意味では、このような形で、多様な担い手が参画していく、それを維持していく、そういうことが非常に重要ではないかと思っております。

それとともに、認定農業者数の目標、これは、数を増やすということが、恐らく重要なと思いますが、果樹地帯では専業的な農家の方が多いわけですから、認定農業者の予備軍という方はたくさんいらっしゃると思うんですが、必ずしもそのような方たちが認定農業者になっていないということが散見されます。それは、一つには、農業委員会と農協が必ずしも連携を取ってこなかったということもあるんですけれども、もう一つは、先ほど岩垣先生の方からご指摘がありましたように、元気のある人がJAから抜けているようなことがあるんですよね。自分で産直をしてみたり、インターネットをしてみたりというような形で、認定農業者の形が、なかなか一概に見えない、いろいろなタイプの人が増えているというのが実態だと思います。そういう意味では、既存の

農業委員会やJAが、あまりにも、認定農業者の具体的な姿を杓子定規に、面積だけで、これを捉えているようですが、そのようなことにならないよう、特に産地協議会の中では生産者が入っているような形で2ページには書かれているんですが、このような多様な生産者が協議会の中に入り込めるような、そういう注意が必要かなと思いました。

それから、あと一点だけ、途中の基盤整備や流動化のところで、農地保有合理化法人の役割が書かれていましたが、これはいろんな意味で重要だと思います。基盤整備にしても流動化にしてもあるいは新規参入者の研修にしても、いろんな役割を果たす機関だと思うんですが、私、ついこの間、和歌山に行ってまいりましたが、和歌山県内のJAではまだ一つも農地保有合理化法人の資格を取っていないということを聞いてちょっとびっくりいたしました。そういう意味では、農協の取組みの一つとして、農地保有合理化法人の資格を取り、農地の流動化等にも積極的に乗り出していくというよなことが求められているのではないかと思いました。

#### 志村小委員長

ありがとうございました。元気な農業者がJAに加入せず、抜けているという原因は何でしょうか。

#### 桂委員

いろいろあると思うんですが、やはり技術力の低い農家、小規模な農家と大規模な農家とでは技術力も違うし、それから品質も違いますし、あるいは自分で売っていきたいというマーケティングの意欲も違う訳であり、これらが農協の中では一緒になってしまふ傾向が、これまでの農協にはあったということではないでしょうか。

#### 金光委員

特に意見はありませんが、産地計画は、選果場を中心とした産地ごとに計画を作るということですが、その産地の単位と言いますか、大きな産地、小さな産地といろいろあるかと思うんですけれども、例えば、一つのJAにいくつもの選果場があるようなところもあるかと思いますが、その産地計画の策定については、3ページに対象となる産地について書いてあるんですが、集出荷施設を単位として考える産地というのは、また様々と思いますが、例えば、1市町村、1JAを想定されているのか、もっと小さな単位を考えているのかという点について、お考えがあつたら教えていただければと思います。

#### 西嶋課長補佐

ケースバイケースによると思います。委員ご指摘のように、農協の中にも、複数の選果場が、生産・販売をしており、同じ農協でも他の選果場と異なった取組みをしていますというようなところであれば、無理に農協一本で作っていただくのではなく、農協の中の選果場の単位で作っていただくような形になると思いますし、農協の中にいくつか選果場があっても、やはりまとめて産

地として考えていくということであれば、いくつかの選果場を束ねて産地という形で計画を作っていただくというように、それれどういった形で生産なり販売をしていくのかということも考えていただき、地域を考えていただくことになるのではないかと考えてあります。

#### 北口委員

特に意見はありませんが、産地計画を作っていく時に、様々な数値的、定量的なもの、例えば価格とか面積とかの目標数値をもって検証し、達成率でありますとか実施率とかいうものが出てくるのではないかと思うんですが、その中でも、やはり、価格で言えば、いくら産地として努力をしてもどうにもならない面があるような項目もあるかと思います。そのあたりをどのように重みを付けて、評価をしていくかというところ、計画を作って、実施していくビジョンですね、ここが、非常に大変なところではないかと感じております。ただ、ケースバイケースで私も、産地の単位というものが、先ほどの話によると、比較的、選果場とかいう小さい単位ですと、関わりがある方々も話し合いの中で合意ができるのではないかと思いますが、例えば、いくつかの選果場があるような大きいところになると、計画を作ること自体が大変だとも思いますし、評価を行うことも大変なのではないかと思いまして、その点についての考えがあるのかなと心配をしました。

#### 西嶋課長補佐

産地の範囲の話は、先ほど金光委員に説明させていただいたとおりであります。委員ご指摘のとおり、選果場同志で仲が悪いという場合にあっては、選果場で決めていただくしかありませんし、もっと広い範囲でやりたいという話であれば、地域について、話し合っていただきたいと思います。

それから、評価についてですが、はっきりと具体的な検討をしているわけではありませんが、国で、事業なり支援をしていくに当たっては、当然評価をしていく形になると思います。委員がおっしゃられたような量的なもの、担い手のシェア、園地の集積のようなものもあるでしょうし、そういう観点でいくつか定量的に評価ができるような事項について整理させていただき、具体的な評価について、今後検討していきたいと思っております。

#### 中安委員

2ページと12ページを比べた時、概ね賛成ですが、問題なのは、産地協議会をどのように取り組んでいくのかということで、その時に多様な担い手の中で、活力のある人が農協から離れていく。このような人たちを考えていくときに、どうしても果樹の場合よく出てくるんですが、選果場をベースにすることはどうだろうかというところがあります。選果場ということになると、農協という範囲になる感じが強い。この時に、そこから離れた人をどのような形で考えるか、もしくは入りにくい人たちをどのような形で産地全体として見ていくかということについての取扱いが難しいのではないかと考えております。ですから、あまり選果場単位というのは、果樹の場合に重要とは思いますが、やはり、産地

というようなもので見ていった方が良いのではないかと思いま  
す。生産法人等で独立した考え方でおられる人たちと一緒にやる  
のか、棲み分けをするのか、この辺の違いが出てきた時にどちら  
かにしか支援がいかない仕組みになるのであれば、これは問題で  
はないかと思います。

では、支援につきまして、果樹生産における主な現行制度か  
ら、担い手を中心とした生産体制の構築のための課題として、そ  
のための支援体制について触れられており、これらが、担い手を  
中心とした生産体制の構築のための支援体制なのかなと思うので  
すが、これと、先ほどの中山間地域との関係で、独立した支援体  
制なのか、それとも、中山間地域の補足としての支援体制なの  
か、そのあたり集落協定の説明が出てきたため、やや見えにくくな  
ってしまったのですが、その点はいかがでしょうか。

### 西嶋課長補佐

中山間地域等直接支払制度については、支援対策という意味で  
はなく、果樹産地構造改革計画と集落協定を関係づけるというよ  
うな形で、小田切委員から、8月3日の果樹部会でご指摘をいた  
だき、それに対する一つの回答ということで資料を提示しまし  
た。それ以降の支援と関係しているわけではありません。ただ、  
折角、中山間地域等直接支払制度で、様々な生産対策に対する支  
援が行われておりますので、そういうものを活用いただくとい  
うことも重要ですし、3は、果樹生産に係る主な現行施策であ  
り、4は、主産県から、今後必要な支援対策についていただいた  
意見をまとめたもので、こちらについては、今後、当方で支援対  
策を検討する時に、このような要望を踏まえて、検討していくと  
いう形になるのではないかと思います。

### 中安委員

ありがとうございます。ある程度、頭の整理ができました。そ  
れでは、そのような支援対策について、この課題の中に、担い手  
の問題、農地の問題が出てくるときに、園地の流動化、集積とい  
ったものに対し、ハード面の課題が多いと言われますが、ソフト  
的な、園地の流動化又は集積に関する支援対策として、いくつか  
の事項があるかと思います。そういうものに対する支援、これ  
は、農地保有合理化事業の中に出してくれればいいのではないかと思  
うのですが、このあたりも、先ほどの主産県の意見の中に掲げて  
も良いのではないかと考えております。愛媛県において、今年モ  
デル的に取り組んでいるんですが、地域農業マネジメントセンタ  
ーという形で、JAの農地保有合理化法人としての機能を地域農  
業、結局市町村に移して、何らかの形で、農地の流動化を促進し  
たり、先ほどの観光農園もこの辺りからでているんですが、そ  
ういったものをやろうとしている。そういう地域農業を展開して  
いくことと産地計画と方向性があつてあると思います。

### 志村小委員長

ありがとうございました。

### 竹原果樹花き課長

流動化の話は、おっしゃるとおりだと思います。そういう知恵を拝借しながら、まとめていく必要があると思います。県の支援策については、あくまでも、県が要望したものをまとめただけであります。ただ、そのような視点は必要だと思います。

今までの議論の過程からいきますと、流動化が進まない理由として、ソフトの面の問題と基盤が整っていないということで、やはりこれを一体的にならないといけないと、そういう上で、流動化については、どのように取り組むべきかについて検討していきたいと思います。

それと、逆に、ご意見をいただければと思っておりますが、産地の捉え方のことについて、前段にお話がありまして点につきましては、正直に悩ましく、捉え方の問題として残っているということを認識しております。実は3ページ目のですね、文章の方の1.の2番目の「をご覧いただきたいと思うのですが、「又は」以下のところになりますが、「同一の地域で共通する主産品目を生産する地縁的な集団とする。」と書いております。実は、非常に回りくどい言い方なんですが、都市近郊の主産県からあった意見なんですが、まさにおそらく実態は先生がおっしゃられるようなところがあるかと思います。主力的な、非常に活力のある人が集まって、あるいは、そういった人たちが散在しているようなところで、選果場を核にせずに宅配であったり、観光農園に取り組んだりという形を形成しているというケースもあり、そういったものを産地として捉えるべきではなかろうかという意見がありまして、具体的には、関西の近辺の県からのご意見でありまして、別に否定するものでもないのですけれども、まさに、このあたりが非常に難しい問題であり、場合によっては、同じ地域の中に2つの産地の概念が重複するような場合もあり、そうなるとなかなか調整というものが難しくなってしまう。その点をどのように考えたらよろしいかご指摘いただければと思います。

### 中安委員

私が、実際に関係しているところで、2つのタイプがあります。一つは、地域農業マネジメントセンターの関連で、2つの農協組織と出荷組合が全部集まってやっているところがあります。重複したときでも、そういった生産組織そのものが一緒になって考えるところは、比較的やりやすいし、その上で、どのような形で協力してやっていくかの検討が可能であります。だから、基本的には同じにしてやっていけると思います。もう一つ問題なのは、その中で少し対立関係になっているところであります。別々にやるよりは一緒にやったほうが良いとは思いますが、これをどうやって協調させていくのかについては、実際に両方ともつきあっている限りにおいて、極めて難しいところであります。しかし、同じような仕組みを持っていますから、こういうようなことを元に、産地協議会という形で、この中で、選果場単位になるとやはり農協中心から始まるので、その産地、もしくはその地域の農業という見方で産地を考える場合に、そこで一緒に考えていくというような協議会を作るよう、そういったスタンスで取り組んでいくということを基本を持っていく必要があるのではないか

と考えます。

#### 志村小委員長

どうもありがとうございました。各委員から意見をいただいたところですが、何か言い忘れたとか、他の方の意見に対する意見、付け足しをするようなことがありましたら、ご自由にご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、意見がないようですので、資料5は、このあたりで終わりにして、次の課題に移らさせていただきます。

次の課題「果樹農業における経営支援対策等の今後の方向」につきまして、事務局から資料6をご説明いただいた後、議論していきたいと思います。御説明をお願いします。

#### 西嶋課長補佐

資料6「果樹農業における経営支援対策等の今後の方向」についてご説明させていただきます。まず、1枚めくっていただき、目次をご覧いただきたいと思います。まず、資料構成でございますが、今までご説明させていただいた需給調整・経営安定対策の検証の資料も併せて整理し、取りまとめたものとなっております。

まず、1の「需給調整・経営安定対策の検証」は、6/11の第2回産地・経営小委員会の資料のデータ等を更新したものであり、説明は省略させていただきます。2は「果樹部会における中間論点整理」ということで、残された課題の部分について説明させていただきたいと思います。3の「需給調整・経営安定対策に係る意向調査結果の概要」につきましては、前回の第5回産地・経営小委員会の資料の抜粋でございまして、説明は省略させていただきたいと思います。次のページの一番下に参考で「果樹共済の概要」と書いてありますけれども、果樹共済について御説明させていただいた後、4の「果樹経営安定対策及び果樹共済（災害収入共済方式）との比較」を、それから5の「果樹経営安定対策の果樹共済（災害収入共済方式）検証」、6の「経営支援対策等の今後の方向」という流れで御説明させていただきたいと考えております。それでは11ページの中間論点整理のところですが、これは果樹部会で取りまとめていただいたものであります、今回、一番右側の「平成19年度以降」の「今後の対策」の部分について御議論いただきたいということで整理させていただいております。需給調整については上の2つ、経営支援対策については、他品目との検証、それからアンケート調査の実施については、これまでに議論いただいております。一番下の経営安定対策、果樹共済等の検証を踏まえ、担い手に対する効果的な経営支援対策を検討する部分が今回載せさせていただいた資料でございます。

では、飛んで恐縮ですが、果樹共済との検証の前に、果樹共済の制度について簡単に説明させていただきたいと思います。31ページの参考「果樹共済の概要」というところに整理させていただいております。農業災害補償制度は、掛金を農家の方に掛けていただきて、万が一、災害にあった場合に共済金を支払うという保険制度になってございます。これにつきまして、共済の内容と

して31ページの下の表に書いてございますが、果実の損害を対象とする収穫共済とそれから将来にわたって果実を生産する樹体そのものを対象とする樹体共済の2つがございます。収穫共済の方は、半相殺、全相殺と書いておりますが、農家単位で損害を把握し、被害のあったときに共済金を支払う制度であり、半相殺は減収のみの損害を把握するものであり、全相殺は減収と增收分を併せて相殺して損害を把握して共済金を支払うもので、その下の樹園地単位方式は農家の園地単位で加入することができるというものであり、平成15年の法改正により新たにできました。その下の災害収入共済方式は量の減収だけではなく、品質の低下による価格の低下を併せて見るような、災害が当然引き金となりますけれども、生産金額の減少に対して共済金を支払う方式です。樹体共済は樹体そのものが枯死したり、流失とかの損害を対象とするもので、果樹共済にはこのようなものがございます。

32ページですが、掛金が高い等の理由により、果樹共済の引受率が必ずしも高くない状況にあります。うんしゅうみかんからパインアップルのそれぞれの引受率がありますが、県によっても引受率に差がありますが、他の共済と比べても高くない状況にあるということでございます。そういうこともございまして、33ページの下の四角で囲った中に書いておりますが、これまでいろいろな制度の見直しを行い、果樹共済の加入促進を図っております。1番目は掛金を安くするために農家が災害対策を選択して、被害、いわゆる災害を幅広くするのではなく、特定の事故のみを対象とし、掛金を安くするとか、2番目に書いていますように、防風ネット等の防災施設を導入した場合に掛金を安くするとか、これまでの被害状況を見て、あまり被害のないところについては掛金を安くするとかの取組がなされております。右側に囲んでいますが、平成15年の制度改正で今まで農家単位でしか加入できなかったものを園地単位で共済金を支払う樹園地方式の導入や出荷資料で生産金額の把握できないといけませんが、これまで農林水産大臣が地域を指定していましたが、それをとっぱらって地域を限定しないで加入できるようにする等、加入促進の取組がなされています。

25ページは「経営安定対策及び果樹共済（災害収入共済方式）との比較」という形で整理させていただいております。左側が果樹経営安定対策、右側が果樹共済の災害収入共済方式でございまして、経営安定対策は一定の補てん基準価格を下回った場合、その価格と補てん基準価格の差額の8割を補てんするという制度であります。右側の果樹共済の災害収入共済方式は、災害があった場合には、減収して、なおかつ気象災害による品質低下とか減収で生産金額が基準となる基準生産金額の80%を下回ったときに補てんするというものとして、収量の低下にも対応しますし、価格の低下も対応するような制度となっております。

「経営安定対策と果樹共済（災害収入共済方式）の検証」については、26ページから28ページまで整理させていただいております。経営安定対策は価格の低下、果樹共済の災害収入共済方式は災害が引き金となりますが、両方とも価格に対する補てんという意味で両制度の重なる部分がございまして、両制度を検証す

る意味で、実際の農業者の方がどれだけの掛金や拠出金を支払い、どれだけの共済金や補てん金を受け取っておられるのかを平均的な農業者のモデルを使って比較するのが一番良かろうということで整理させていただいております。26ページにその試算の前提を書いておりますが、第2回産地・経営小委員会の時、少し紹介させていただきました経営安定対策の加入契約者の状況について主産県の経営安定対策の加入契約者の平均的な結果樹面積や出荷量を使いまして、その農業者の方が果樹経営安定対策に加入了時、果樹共済の災害収入共済方式に加入了時、拠出金、掛け金、それから具体的にこれまでの実績を踏まえてどれだけの補てん金なり共済金が出るのかということを整理したものでございます。前提に書いてございますが、果樹共済の災害収入共済方式は長い実績があり、広島県では5~15年産、愛媛県では57~15年産、佐賀県では57~15年産、熊本県では7~15年産の実際に共済金が支払われた被害率を用い、掛け金のデータは平均的なデータを使っています。一方、経営安定対策では表、裏があるので直近の14、15年産の2年間の拠出金と補てん金の平均的なデータを用いております。28ページの(3)のりんごについては、果樹共済の災害収入共済方式は青森県の相馬村しか引受けをしておりませんで、掛け金は相馬村のものを使っておりますが、共済金の算定についてはうんしゅうみかん主産県の4県の被害率の平均値を用いています。なお、経営安定対策の拠出金、補てん金については14、15年産の実績を使い、試算させてもらっております。その結果は27ページのうんしゅうみかんの右側の表を見たいだきたいのですが、上が農業者が支払った拠出金、掛け金をのせてあります。熊本県以外は経営安定対策の拠出金と果樹共済の掛け金に大きな差はないということで、その下の表は実際、農業者が受け取った経営安定対策の補てん金、果樹共済の共済金の金額を比較したものでして、愛媛県、熊本県、佐賀県では災害収入共済方式の方が多く、広島県では経営安定対策の方が多いになっている状況です。28ページはりんごでございます。経営安定対策の拠出金より果樹共済の掛け金が若干高くなっています。実際の補てん金、共済金の支払いは、うんしゅうみかんの被害率を基に試算しておりますが、経営安定対策の補てん金の2倍もらっているということで果樹共済の共済金の方が高くなっています。経営安定対策の補てん金と比較して、果樹共済の共済金の方が多く支払われており、経営安定対策の補てん金と同じかそれ以上の共済金が農業者に入っているという結果になっているということでございます。

29ページは、経営安定対策の加入契約者の意向について第5回産地・経営小委員会のアンケートでその結果を御紹介いたしましたが、今後の経営支援対策として何が良いかと尋ねると、前向きな取組を行う農業者に対する支援というお答えが一番多かったわけですが、果樹共済の災害収入共済方式に入っている人とそうでない人との、今後の経営支援対策として果樹共済の災害収入共済方式への加入が重要であるとお答えになった方が、果樹共済の災害収入共済方式の加入者とそうでない方にどれだけ差が出ているのかを示したものです。上から2番目が果樹共済の災害収入共

済方式の加入者であり、その下が半相殺や全相殺等の果樹共済加入者、一番下が果樹共済の未加入者ですが、果樹共済の災害収入共済方式への加入者は制度のメリットも理解していただいており、果樹共済の災害収入共済方式が今後の経営支援対策として重要なとのお答えが多く、災害収入共済方式に加入していない方と比べると、ほぼ倍以上のお答えとなっているような結果で、災害収入共済方式の加入者は災害収入共済方式がある程度、セーフティネットとして機能していると認識しているというふうに考えております。

以上、経営安定対策と果樹共済（災害収入共済方式）との検証を踏まえて、30ページは需給調整対策も入りますので、「経営支援対策等の今後の方向」ということで整理させていただいております。左側の「需給調整・経営安定対策」はこれまで御説明したように価格が低下して、毎年補てん対象となる県もある等の課題等を書かせていただいております。ここでは、うんしゅうみかんについて事例的に上げてありますが、うんしゅうみかんの価格が低下して、特に担い手の経営を圧迫し、前向きな投資が困難な状況となり、一番大きな影響を及ぼしているのではないかと考えております。

経営安定対策の加入契約者に対するアンケート結果では、需給調整対策については生産構造を変えるような条件不利地を廃園にするような取組や価格低下時に機動的に加工原料用果実に仕向ける仕組みが必要というようなお答えをいただいておりまして、経営支援対策としては、前向きな取り組みを行う農業者に助成する対策に経営安定対策を転換すべきではないかとのお答えを3分の2、65%の方にお答えをいただいております。それから収入等が基準を下回った場合に補てんする仕組みへの転換には49%、半数程度お答えをいただいておりまして、これを踏まえて平成19年度以降の経営支援対策等の方向ということで右側に整理させていただいております。需給調整につきましては、価格安定を考えると、計画的な生産・出荷を行う需給調整対策が今後も必要ではないかと考えてあります、3点、下に書いておりますが、1.から3.まで次の対策の実施について、さらに検討が必要ではないかということで整理しております。1点目はこれまで御説明させていただいているように、過剰感のある早生みかんについては、高品質の中晩かん類等へ品目転換していく必要があるでしょうし、条件不利地の廃園等の取組をしていただいて、生産構造そのものを変えていただいて、過剰感を改善するという取組が必要ではないかと考えております。それから2.ですが、うんしゅうみかん、りんごについては、生産者団体の主導で計画的生産・出荷を行っていくことが必要ですし、特に、うんしゅうみかんでは1月、出荷集中が懸念される場合は、緊急的に加工に仕向けるような取組等適切な出荷調整を実施することが必要ではないかと考えております。それから3.ですが、他の品目については、現状、需給調整で大きな問題は生じておりませんで、引き続き、生産者団体の主導による需給調整を行っていただく必要があると考えております。その下の経営支援対策ですけれども、上の需給調整が適切に実施されているということが前提となります、今後

の対策の方向ということで整理させていただいております。適切な需給調整対策が実施されれば、実際、農業者が減収するというのは、気象災害を伴うような品質の低下により価格が下がるときか、収量そのものが下がってしまうというものが農業者の収入減少の大きな原因でありまして、気象災害による減収の補てんは果樹共済が対応しており、一層の加入促進が必要ではないでしょうか。左側に書いているような前向きな投資が困難といういろいろな影響があり、それからアンケート調査結果も踏まえ、1.、2.と書いておりますが、次のいずれかの対策についてさらに検討が必要ではないかという整理をさせていただいております。

1点目は1.に書いてございますように、先ほど産地・担い手のところで御説明させていただいた果樹産地構造改革計画に基づいた取組に対して支援するということで、具体的に前向きな取組に対し、支援して担い手の経営安定を図るというようなものであります、例示で付けさせてもらっていますが、小規模基盤整備とか、園地の流動化とか、改植等による優良品種・品目の転換とか、条件不利地の廃園とかですね、こういった取組に対して支援するようなことが必要ではないかということが1点目、それからもう1点については、このまま、引き続き現状の経営安定対策を続ける場合は、農林水産省全体、施策は担い手に集約していくという形がとられておりますので、現状の対策を続けるのであれば、担い手と担い手以外で補てん率に格差を設けるような形で担い手により配慮した対策への見直しが必要ではないか。1.か2.のいずれかの対策の実施については、更に検討が必要ではないかと考えております。以上でございます。

#### 志村小委員長

ありがとうございました。それではご質問、ご意見等ございましたらお願いします。なお、本日は、浅沼委員が所用のため16時20分頃ご退席になり、岩崎委員が16時30分頃ご退席になりますので、そのお二方から先にご意見を頂きたいと思います。まず、浅沼委員からお願いします。

#### 浅沼委員

それでは失礼します。まず、27ページ以降の経営安定対策と災害収入共済方式の比較のところでございますが、この前提の上で計算されますとこういう形になろうかと思いますが、もし、事故がなくて、共済金なり、補てん金が支払われなかつた場合、経営安定対策の拠出金はそのまま残りますが、果樹共済（災害収入共済方式）の掛け金は掛け捨てが前提、無事戻しの制度はありますが、掛け金は掛け捨てになっており、ちょっとニュアンスが違うのではないかという気がしました。

それから30ページの今後の方向でございますが、うんしゅうみかん、りんごを緊急的に加工仕向ける等適切な出荷調整を実施すると取りまとめておられます、私どもも、もちろんそのように考えてございまして、昨年から自らの対策に使えるような資金の積み立てをすべきであるということで各産地に投げかけているわけでございますけれども、現実的には加工工場は今すべてJAや県連から独立しまして株式会社になっており、国産のみかんや

りんごを搾汁することになりますと、かなりの赤字を覚悟してやらなければならないという問題等もありまして、受入れ先の加工工場の問題、また、産地によっては自県に加工工場がなく、他県の加工工場に持ち込む運賃の問題もあり、なかなかスムーズにいかないという実態がございまして、政策的なてこ入れもお願いしなければいけないのかなという感じを持っております。

次に経営支援対策でございますが、予算もあって2つの事例が書いてあると思います。これまでの小委員会から考えると1.は外せないのではないかと私は思います。いずれかを選ばなければいけないのであれば、1.だと思います。

### 志村小委員長

ありがとうございました。続きまして、岩崎委員お願いします。

### 岩崎委員

30ページの今後の方向なんですが、経営支援対策の1.か2.のどちらかの対策というお話だったのですが、先程議論になった果樹産地構造改革計画をなぜつくるかということを考えると、こういった支援を受けるためにつくるところがあるんですよね。1.でなければ、計画自体の意味がなくなってしまうんじゃないかなと思います。なぜ、計画をつくるのかインセンティブがないと、ちょっと難しいのではないかという気がしました。どこかにその仕分けが書いてあれば、その辺についてお伺いしたいということが1点です。それから、環境保全型農業の話題はちょっと前にも出たと思うんですが、前向きな取り組みの中で、環境保全型農業に取組む農業者に対して何らかの支援をするとか、その点を明確に例の中に入れることはできないのかなということが意見としてあります。以上です。

### 志村小委員長

今の2点について事務局お願いします。

### 西嶋課長補佐

1点目の計画への支援ということで、現時点で十分詰めきれていないのですが、例えば、生産振興総合対策では、交付金型とそれから直接、国で採択する直接採択型の2つがございますが、少なくとも直接採択型の部分は、こういう計画を策定されたところについて、国は支援するということを考えております。それからかんきつの産地が対象となります、平成17年度予算要求で、かんきつの園地転換により極早生、早生品種の転換でありますとか、廃園し、残ったところについては担い手に集約するというような取組みについては支援することで、財務省に予算要求しております。これらについては、計画を立てられたところへの支援ということでのメリット措置ということで今考えております。それから、経営支援対策の1.については19年度以降になりますが、先程申し上げたように平成17年予算に加え、平成19年以降にこのような支援対策を検討するという方向で整理させていただいております。それからもう1点、環境保全型農業につき

ましては、事業についてはご説明してありませんが、環境保全型農業を支援するという意味で、品目にこだわらず、いくつかの支援対策が講じられております。今、委員の御指摘の1.の検討は、既存の事業との仕分けもございますので、引き続き検討させていただきたいと考えております。環境については、今、企画部会の方で、環境保全型農業、地域の環境を保全するような取組みに対してどういった方向か明確化させておりませんで、そういったところの支援も見ていかなければならないと思っております。

志村小委員長

ありがとうございました。それでは、岩垣委員お願いします。

岩垣委員

浅沼委員のおっしゃられたジュースにするという問題は難しいですよね。一番最後のところで、うんしゅうみかん、りんごについて補てん率に格差を設けるとありますよね。結局、今までの会議でいろいろ考ると、そういう概念が入っていることはよくわかりますが、現実的に難しいと思います。何か具体的な案があって書かれているのかなと思いました。

志村小委員長

その当たりはどうですか。

西嶋課長補佐

2.のいわゆる補てん率の格差については、現行で稲作経営安定対策で、すべての農業者の方を対象としたもの、一定の担い手要件をかけて担い手のみに上乗せをするようなものをイメージして、全体の経営安定対策、また、農林水産省全体で担い手に施策を集中していくという考え方もありますので、1つの方向として、米で取り組まれているようなものをイメージし、ここに書かせてもらっています。

桂委員

1.か2.のいずれかの施策を実施するということに非常に限られた予算の中で悩ましい判断を迫られているのだなと感じました。1.については、基盤整備を中心としてやっていかないと今後の果樹産地がどんどん先細りになっていくのが見えており、そういう意味で1.を外してしまうと、何のための検討かということになってしまう。2.についてもこれまで経営安定対策を検討し、担い手にとってプラスの役割を果たし、一定の成果を果たしてきたという整理をしてきたわけですから、本当言うと2.もあってしかるべきかなと思います。これまでの産地別ごとの実績を見てみると、本当に経営安定対策なんかいらないよ、俺たちは産地としてそういうものに乗っかって行く必要がないんだよという産地がある一方で、恒常的にそういうものに乗っている産地もあるわけで、もし、2.を外してしまうと後者の産地は、産地縮小が加速するのではないか、ただ、どっちがよいか1.なのか2.なのかという答えは私にはありませんが、そういったことが想定されるということを意見として言っておきます。

志村小委員長

ありがとうございました。次、金光委員さんお願ひします。

金光委員

今まで各委員がいろいろ言われたように、30ページの経営支援対策についてはできれば1.と2.の両方できたらいい良いと思いますが、どちらかと言えば1.は外せないと私は考えます。

志村小委員長

ありがとうございました。次、北口委員さんお願ひします。

北口委員

私も同じような意見でして、1.の方が経営支援として適切でないかと考えます。それと果樹共済の関係ですが、果樹共済は、国の補助が1/2と言われてますが、例えば、果樹共済への加入促進が行われた場合、国庫の限度とかあるのか知りたいです。

志村小委員長

何かありますか。

中安委員

果樹共済につきまして、アンケートに出てきた内容は、果樹共済に加入されている方の場合、果樹共済の良さを考えられたのでしょうか。これは今年みたいな年であれば、この評価は上がるのかと思います。掛け捨てであるということに対して加入率が上がることによって掛け金が下がる可能性はあるのかということも関係があると思います。これは確認ですが、経営安定対策と果樹共済（災害収入共済方式）という、今の状態であれば、特に災害関係に関してはかなり効果が上がっているのかなと考えております。

30ページの1.か2.のいずれかと書かれていることは悩ましい話で、1.は今までの議論からすると、この方向をこの小委員会で考えてきましたので、その支援対策、計画を立てる中で経営支援対策ということがどのように活かされているのかということは十分賛成できます。そういう状況の中でも、担い手と担い手以外じゃなくて、アウトサイダーというのでしょうか、前向きな取組みを行う農業者に助成する対策というのは、担い手と担い手以外というのではなく、この点は勘案していただいた方が良いのではないかという気がします。果樹産地構造改革計画では、担い手という中核的な担い手とそれ以外の人で一緒につくるようになっており、そうなるとそこでは差を設けにくいかもしれません。1.を選んだときには2.のような対策は取りにくいですが、それでもやはり農家の中にはそういう意識もあります。私自身は1.を進めて行く限りは差を設けない方が良いのではないかと思います。以上です。

志村小委員長

ありがとうございました。掛け金の引下げについて事務局どうですか。

### 西嶋課長補佐

果樹共済の仕組み自体を私も十分理解していないものですから、ここで明確なお答えはできません。ただ、1点言えることは、加入率が上がれば、母集団が増えますから、それなりの対応はとれるのではないかと思います。

### 志村小委員長

それでは、ここで資料6につきましてのご意見、ご質問等終わりまして、続きまして、会議のはじめにお伝えしましたように「論点整理の取りまとめ」のための意見集約ですが、資料7の「第4・5回小委員会における委員意見の概要」や参考資料3の「果樹農業振興基本方針策定に当たっての中間論点整理」の産地・担い手、経営関係のポイントについて、事務局から簡単に説明いただいた上で、議論に入りたいと思います。資料7につきましてご説明お願いします。

### 西嶋課長補佐

それでは、中間論点整理、参考2の産地・担い手、経営部分について簡単にご説明をさせていただいた後、資料7の第4、5回産地・経営小委員会における各委員の先生方からいただいた意見についてご紹介していきたいと考えております。

参考2の1ページから産地・担い手が入っております。「(1)産地のあるべき姿」ということで、こちらにつきましては、本日の主旨のところでも述べさせていただきましたけれども、今後の方に書いてあります通り、今後、競争力のある産地を再構築するために戦略的な取組が必要で、それに必要な目標や手段を果樹産地構造改革計画という形で産地自らが策定をし、その計画に基づいた取組について、国の支援が必要。計画の評価を行うと整理させていただいております。

それから、留意事項のほうは果樹産地構造改革計画の検討体制ですとか、指導の体制ですとかを中心に整理させて頂いております。加工ですとか、観光果樹園等の販売戦略についても整理させて頂いております。

それから2ページ目、「(2)産地における担い手の位置づけ、役割分担」ということで、今後の方向の中で、協議会の中で担い手の明確化とそれ以外の農業者の役割分担の位置づけを明確にすることが重要と記載させて頂いております。

それから「(3)生産基盤の構造改革」につきましては、次のページ、3ページ目に今後の方向が書いてありますけれども、担い手の育成という観点で基盤整備・集積、労働力確保を効率的に組み合わせた一体的な取組が重要ではないかということ、それから基盤整備に当たっては、優良品種・品目への転換を一体的に実施。過剰感のある品目については端境期に出荷できる品種・品目への転換、条件の悪いところでは廃園、園地転換等を推進、と位置づけさせていただいております。それから雇用については、産地で労働力を調整するようなシステムの構築が必要、産地協議会においても調査・検討が必要でないかと整理をさせていただいております。

それから、「(4)持続型農業・その他」につきましては、今後の

方向、3ページの下の方に書いてありますけれども、開発段階にある技術については整理し、普及段階にある省力・低コスト栽培技術、高品質果実の栽培技術の効率的に導入し、2.に書いてあります通り、土づくりや環境保全型農業を推進することが必要ということで、留意事項は、地球温暖化、鳥獣害等について研究が必要ということでまとめさせていただいております。

それから4ページの2 経営でございます。「(1)需給調整」につきましては、今後の方向の現行制度のところで整理させていただいております通り、目標配分について、販売単価や改植等の取組実績を加味するということで担い手の生産拡大を促進させる、それから時期別の出荷調整を確実に実施するということで整理させていただいております。

それから、今後の対策につきましては、早生みかんを中心に、中晩かんや普通みかん等の優良品種への転換、条件不利地については他品目への転換、廃園等園地転換を推進し、次の5ページで、生産者団体が主体となった体制の整備が需給調整においては必要ではないかということ形で整理させていただいております。

それから、「(2)経営支援」のところにつきましても、今後の方向を現行制度と今後の対策に分けさせて整理をさせていただいておりますけれども、5ページの下側、今後の方向での1.でございますけれども、生産者団体は現行以上に需給調整対策を的確に推進し高品質果実の生産を促進することで価格低下を防止すべきではないか、また、一定の価格水準に満たない低品位果実を補てん対象から除外すべきではないか。それから6ページの2.にございます補てん基準価格は、果実の品質等が評価された市場価格を踏まえた価格設定が必要でないか、それから果樹共済のメリットを充分に生産者にPRし、加入を一層向上させるべきではないかという形で整理させていただいております。今後の対策につきましては、経営支援対策については、全国的な需給調整を的確に行う環境整備を前提として、効果的に担い手の経営安定に寄与する手法を、他品目の経営安定対策も検証する、アンケート調査を実施し、制度の見直しに活用すべきではないか、また6.に書かれております共済と経営安定の内容を比較検証してどのような対策が効果的なのかということを検討して整理いたしております。以上が中間論点整理で取りまとめを整理いただいた分です。

それから資料7についてですが、これまで2回、第4・5回の委員会で先生方からご発言いただいた内容について整理させていただいております。

1ページ目、担い手関係につきましては、浅沼委員から第4回で「専業農家だけではなく、兼業農家も、担い手として位置づけるようなことが必要ではないか」、それから岩崎委員から「専業農家や大規模農家以外に、兼業農家の役割も重要で計画の中で位置づけていくのが重要ではないか」と、それから桂委員から「多くの市町村で、後継者のいない農業者は、認定農業者にしないと認識。後継者がいる農家は少ない状況で、担い手を認定農業者だけに限定するのは問題があるのではないか。」というご発言がありました。それから、中安委員から「複数品目を栽培している産地と单作の産地との間で経営は違うので、経営の違いを踏まえた

形で、担い手を考えていくことが必要ではないか」、同じく「果樹農業は70歳ぐらいまでが限界ではないか」、桂委員から「担い手で平均2ヘクタールの想定ができるか疑問。非常に集約的で高品質産地であればあるほど規模拡大にはむしろ慎重。」というご発言をいただいております。

それから、果樹産地構造改革計画につきましては、桂委員から土地の流動化の観点で「果樹産地構造改革計画の中に、しっかりと土地利用計画を加えて、地域の土地利用をどうするかということを考えることが必要ではないか」、それから中安委員から「園内道の整備、品種更新等、基盤整備ができないので、しっかりと計画の中でセットしなければならないのではないか」と意見をいただいております。

それから、産地・担い手についての支援についてですが、岩崎委員から「農業後継者と他産業からの新規参入者への支援策は異なるため、もう少しきめ細やかな対応が必要ではないか」、ということと、桂委員から「果樹経営者は10万人から4万人程度に近寄っていくだろうと思う。規模拡大が必要であるけれども、高齢になると経営規模を減らしていかざるを得ない状況で、引き続き、農業者の施策が必要。それから経営支援と高齢農家が続ける園地の維持・管理に係る作業受託組織等のバックアップ体制の構築が必要。また、高齢者が辞めた後の園地を集積するシステムの構築も必要ではないか」とご発言いただいております。それから、北口委員から「60代も担い手と考える必要がある」それから、中安委員から「労働力の確保が重要なので農業経営体としての労働力の不足に加えて、産地としての対応が必要」というご発言をいただいております。

それから、需給調整・経営安定対策については、浅沼委員から「早生みかんだけではなく、他の果実についても早生みかんのように対策が必要」と、それから岩崎委員から「後継者の方たちが安心して経営に参入できるような見通しが必要であり、経営安定対策とどう関連付けていくのかが重要な課題ではないか」とご発言をいただいております。

それから、環境保全型農業について、岩垣委員から「近年取組も増えているので、少し後押しすれば、果樹の有機栽培が進むのではないか」、それと、中安委員から「環境保全型農業は、省力化につながらない点も念頭に考慮することが必要がある。また、環境保全の取組を、販売にどのように反映させるか。消費者にどうアピールするか、JAS等の制度とどう連携するか考えていくことが重要ではないか」とご発言いただいております。

その他について、岩垣委員から「隔年交互結実技術についても高品質生産ができる部分もあるので、それについてはしっかりと取り組むべきではないか。また、高品質果樹についてはマルチ、点滴かん水式等品質向上に向けた努力が必要ではないか」と同じく桂委員からも「品質向上は必要であります」と。あと岩垣委員から「基盤整備は重要であり、園内道等の整備ができる初めてSS等の機械が生きてくる。それから、急傾斜地の小規模な園地は、支援が必要ではないか」、金光委員から「農業生産法人や作業受託組織を増やすような取組が必要ではないか」というご発

言をいただいております。以上です。

**志村小委員長**

どうもありがとうございます。それでは、本日の議論に資料7を加え、特に追加する意見等がございましたら、お願いをしたいと思います。退席時間も迫っておりますので、岩崎委員からお願いいたします。

**岩崎委員**

今日発言した内容も盛り込んでいただけると思うので、それを繰り返さなくてもよろしいかと思うのですが。確認したいことは、先程の経営安定対策の1.と2.の取り扱いについてですが、この点をどのように整理するつもりなのかということ。1.か2.かどちらかということではなく、もう少し精緻な検討が必要なのではないかという気がするのですが。これはどのように整理するのかということをお聞きしてから、帰りたいと思います。

**西嶋課長補佐**

資料6の30ページの経営支援対策で書かさせていただいたことについては、これまで経営安定対策について、予算的なところもご説明させて頂きました、13年から18年まで、192億円のうちの予算の130億円を使ってしまったと、予算も残りわずかな状況であるということで、全体の財政が限られた中でどういった形で、今後経営支援対策に取り組んでいくべきかということを考えた場合に、こちらに書かれているような1.か2.いずれかを支援対策を講じていくという事が必要ではないかと考えております。限られた予算をいかに有効に使うかといったときに、このどちらか、両方どちらも、というわけではなく、どちらかを選んで対策を講じていくべきではないかと、いった観点で整理させていただいております。

**志村小委員長**

続きまして、岩垣委員。

**岩垣委員**

資料7の委員の発言の方で6 その他の下から5行目くらいに「基盤整備は重要であり、...」と言ったと思いますけれども、この時に改植はこれからも重要であるし、それについては、ここに書いてあるとおり、以下のように配慮しなければいけないと、改植という言葉は抜けない方がよいと思うのですが。今頃言って申し訳ありませんが。

**志村小委員長**

桂委員。

**桂委員**

特にありません。

**志村小委員長**

金光委員。

金光委員  
特にありません。

志村小委員長  
北口委員。

北口委員  
特にありません。

志村小委員長  
中安委員。

中安委員

今まで言った内容をもう少し今日の議論を踏まえると、果樹産地構造改革計画の策定に当たっては、産地を作っていくという合意形成というものの配慮を考えながら、これを進めていく必要があるだろうと。中核的担い手というものを早く設定して、それと併せて周りと一緒にやっていく担い手がどのような形で、協力していくか。そのために、産地協議会が、どういう協議会として作っていくのかがこの計画を作っていく上で重要になってくるのではないか。担い手というものが多様な担い手の中で、中核とその周りをどのように産地協議会でまとめるか、このあたりを詰めていく必要があり、その上での支援対策を強化してほしいと考えております。以上です。

志村小委員長  
果樹産地構造改善計画をつくる、中核が産地協議会ですよね。  
そこをしっかりやってくださいと。

中安委員  
特に、担い手のところですね。

志村小委員長  
他に何かございますでしょうか。他に何かありましたら、言い忘れたこと等ありましたらお願いしたのですが。では、ご意見も出尽くしたようですので、意見集約を行いたいと考えてあります。論点整理の取りまとめに向け、本来であれば本日いただいたご意見を踏まえて、中間論点整理に更に反映する文言を、ここで議論したいところです。

しかし、具体的な文言について、議論することになりますと、技術的な面も含めまして、一定の時間がかかることになりますので、ご意見の反映につきましては、小委員長に御一任いただきたいと考えております。

なお、小委員会終了後に、反映する内容については、事務局と相談したものを委員の皆様に再度御提示する形で調整したいと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。御一任いただきましてありがとうございます。

それでは、論点整理に向けて、具体的な作業なり調整を開始していきますので、委員皆様におかれましては、よろしくお願ひします。

本日の議論については、終わらせていただくことといたします。なお、次回の小委員会につきましては、果樹園経営の基本的指標等について議論していただくことになりますが、開催は新年、年明けになると思いますので、引き続きよろしくお願ひを申し上げます。

それでは事務局の方からよろしくお願ひします。

西嶋課長補佐

本日はご多忙の中のご出席に加え、長時間にわたるご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

12月17日に果樹部会で論点整理を取りまとめる予定にしておりまして、引き続き委員の皆様におかれましては、それに向けて、意見照会をしたりと御面倒をおかけしますが、今後とも宜しくお願ひします。

それから、さきほど小委員長の方から、お話しいただきました通り、果樹園経営の基本的指標等について議論につきまして、1月、年明け以降ご検討いただくという予定にしてあります。日程につきましては、事務局の方から照会させていただいた上で、日程調整の方をさせていただきますので、宜しくお願ひします。それから、本日の小委員会の概要は、小委員長に御確認いただいた上で、近日中に、農林水産省のホームページにおいて提示していく予定にしております。

また、詳細な議事録については、前回同様、後日委員の皆様に御確認していただいた上で、農林水産省のホームページに掲載したいと考えておりますので、宜しくお願ひします。

本日はご多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

- 以 上 -  
16 : 30 閉会